

## 野村委員提出資料に係る委員等提出意見

- ・ 岩本委員提出資料
- ・ 総務省政策統括官室提出資料

2008年7月18日

岩本 康志

野村委員の資料に示された要改善事項に賛成いたします。税務情報の活用等、財政統計に  
関係する項目については、重複を避けて私の報告では取り上げませんでした。私も同じ  
意見です。また、以下の点を申し上げます。

資料8 ページ「経済活動(産業)・制度部門別クロス表作成」について

(1) 産業部門分類は国際基準に対応させることが前提であることを確認したいと思います。  
ISIC Rev.4への改訂により、OECDでは新しい38産業分類で産業別データを収集す  
る予定であり、2010年産業連関表はその対象になるでしょう。この際、統合大分類を38  
産業分類に対応させる、ないし38産業分類を念頭に置いて整備することは、国際機関への  
データ提供作業の円滑化に貢献すると考えられます。

(2) 法人企業と個人企業の分割が可能となり、完全な制度部門別の分類がされるのが  
望ましいですが、かりにそれが無理だとしても、その他・一般政府・対家計民間非営利団  
体の制度部門別分類とする段階的整備案も考慮の対象として、一步でも前進することが必  
要だと思います。

資料18 ページ「ベンチマーク表のインテグレーション(統合)」について

(1) インテグレーションは具体的には以下の3つの段階があり、それぞれを区別して、  
実現可能かどうか検討する必要があると思います。

- ・産業連関表とSNAの間での概念上の相違をなくす方向で調和を図る。
- ・Supply-Use表を作成して、国民経済計算推計作業の中核とする。
- ・IO・SNA作成部局が統合される。

(2) 当WGの第1回会合資料4の「第2WGの進め方(案)」の「想定される論点」の項  
で、「IO基本表とSNAの整合性確保」として、

「IO基本表はSNAの重要な推計基礎資料として利用されていることにかんがみ、整合  
性を図りつつ、両者が共にその精度の向上を図っていく見地から、双方の現状の問題点を  
洗い出した上で必要な措置や、解決のための具体的検討体制、期限などを明示すべき。」

と書かれています。このようにIOとSNAの関係は当初から議論が必要なことが予想され  
ており、また2つの重要な加工統計にまたがる課題であることから、当WGで議論するこ  
とが必要だと思います。

## 野村委員指摘事項に対する当方の意見

平成 20 年 7 月 14 日  
総務省政策統括官室

### 【指摘事項】

(前略)

また、現行の日本の分類体系における本社・事業持株会社の格付けにおいては、二つの国際標準である「国際標準産業分類( ISIC )」および「北米産業分類体系( NAICS )」との間に大きな相違がある。たとえば、製造業の本社が事業所として独立して存在しているとき、それは日本( JSIC )では製造業に格付けられるものの、日本以外の国際標準ではサービス業( 大分類として ISIC では「M. 専門、科学及び技術サービス業」、NAICS では「55. 事業経営業」)として格付けられる。よって大分類の産業別国際比較でも、たとえば一国全体の付加価値構成比における製造業比率のような単純な指標においてさえ、日本では製造業の付加価値率は本社・事業持株会社の付加価値を含んで定義されることになってしまう。つまり分類の特殊性によって、産業別付加価値構成の国際比較すら困難であること( 定義的に製造業が過大推計となること)を余儀なくされてしまう。

(資料3 10~11 ページ)

(当方の意見)

1 国際標準産業分類では、二重コード化方式の採用により、以下の分類を行い得ると考えられる。

国際標準産業分類における補助的活動(本社機能を含む。)は、(原則として)その親事業単位の活動に分類される。

しかしながら、利用者(統計作成者)のニーズにより、補助的活動を行う事業所を当該事業所が行う実際の活動に対応する区分に分類することも認めている。

したがって、本社機能を持つ事業所は基本的には当該企業全体の産業に格付けされるが、統計作成者のニーズにより「7010 本社」に格付けされるケースもあり得る。

2 日本標準産業分類では、国際的な動向に準じ、本社機能を把握するとともに統計データの継続性を図るなどの観点から、これまで企業内の主たる経済活動と同一としていた「管理、補助的経済活動を行う事業所」を主活動から分離し、主な中分類ごとに、小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を設定したところ。

3 したがって、日本標準産業分類は、産業中分類で親事業単位の活動に分類される他、

小分類以下のレベルを再集計することにより、補助的活動を行う事業所を当該事業所が行う実際の活動に対応する区分で表章することも可能であり、国際標準産業分類と整合的といえると考えます。

4 北米産業分類体系（NAICS）については、ISICの今後の方向性に与える影響も大きい重要な分類ではあるものの、欧州共同体標準産業分類（NACE）等と同様、あくまで特定の地域の分類にすぎず、国際標準はあくまでISICであると考えます。

5 資料3の11ページに引用されている当方作成資料「表1 JSIC, ISIC(Rev.4)及びNAICSにおける本社、事業持株会社及び純粋持株会社の分類について」は、国際標準分類において二重コード化方式により、本社事業所を「7010 本社」に格付けた場合の表であることに留意願います。

## 参 考

【I S I C Rev . 4 概念文書】(未定稿)

- 16 . 補助的活動の取り扱い方は 1993 年 S N A の勧告に従う。補助的活動とは、主要なまたは副次的な活動が行われる状況を形成するため、企業内で実施される支援活動と定義される。主要な及び副次的活動は、簿記、輸送、保管、購買、販売促進、清掃、修理及び整備、保安などといった多くの補助的活動の支えなしには実行できない。これらの活動の少なくとも一部はあらゆる経済主体に見られる。
- 17 . 一般にいくつかの数の補助的活動の支えなしに工程を進めることはできないため、補助的活動は別の法的主体で行われている場合でもあるいは別の場所で実施され、個別の記録が得られる場合でさえ、補助的活動を分離して別の主体を形成すべきではない。さらに、補助的活動はそれが属する主体の活動コードを決定する際に、考慮に入れるべきではない。補助的活動の価値はそれがサービスを提供する事業単位の主要な及び副次的な活動に配分されるべきである。配分に関する正確な情報が得られない場合、主要な及び副次的な活動の付加価値の割合に応じて配分されるべきである。
- 18 . しかし、I S I C は補助的活動をその親事業単位の活動に分類するとの上記勧告を維持するが、サービスの提供先にかかわらず、行われる活動の性格を具体的に説明する必要がある場合も多いかもしれない。これは産業の構造変化を推測する際の関心事項である。このようなニーズに対処するため、補助的事業単位の二重コード化が推奨される。これは補助的事業単位がサービスを提供する事業単位の主要な活動に対応するコードと、その補助的事業単位が行う実際の活動に対応するコードの両方をもたらす。この二重コード化は利用者が具体的な分析上の関心事項に合わせて適切な統合を行うことを可能にする。
- 19 . この二重コード化方式はまた、補助的事業単位が複数事業単位企業の主体を支えるように組織され、中心的補助主体を形成している場合にも用いられよう。このような場合、いくつかの活動をそれが独立して実施されているか、あるいは補助主体によって実施されているか(例えば、コンピューター活動)全く無関係に網羅する強い関心がある場合と同様、補助的な集計を形成するのが適切であろう。この目的において、補助主体は親事業単位の活動へ分類される他に、自分自身の活動に従い分類されよう。
- 20 . 例えば、会計業務の形で親事業単位(企業)である自動車メーカーに補助的活動を提供している事業単位は、(a) I S I C の細分類 3 4 1 0 と (b) I S I C の細分類 7 4 1 2 の両方にコード化されるよう。(a) の場合は企業内で実施される活動の全体を記

述するために用いられるSNAで推奨される処理方法に対応する。(b)の場合は経済における会計業務全体の提供を分析する際に適応されよう。加えて、補助的事業単位が市場で、つまり、親事業単位以外に会計業務を提供するようになった場合、(b)の処理方法の場合は業績の継続的な記述を可能にする。

- 21.NAICSは補助的事業単位概念を受け入れないため、サービスを提供する企業の活動と無関係に、常に事業単位をその活動に従い分類する。この方法は利点もあるが、現在通用する1993年のSNAによる勧告に矛盾する。

#### 【ISIC Rev.3 序論】

- 31.補助的活動が、複数の単位からなる企業の二つ以上の主体を支援して行われる場合には、それらは中心的補助主体を構成する。このような場合、また同様に、それらの活動が独立して、または、補助的主体によって行われる(例えばコンピュータ活動)か否かにかかわらず、いくつかの活動をすべてカバーすることに強い関心があるときには、補助的な表を作成することが適当な場合がある。この目的のためには、補助主体は、その親単位の活動に関しての分類のほかに、それ自身の活動に従って分類されるであろう。

**【指摘事項】**

「国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、定める国民経済計算の作成基準」= JSNA

この識別のもとでは、第二条第四項において定められている「基幹統計」のうち第六条第一項に規定する「国民経済計算」とは上記の（JSNA）であるとするのが自然である。

（資料3 3ページ）

（当方の意見）

第六条第一項の国民経済計算は、「毎年少なくとも一回」作成されるものであることから、「国民経済計算年報」及び「四半期別GDP速報」と解するのが適当ではないか。

**【指摘事項】**

産業連関表（基本表）は、基幹統計である JSNA の一部分でありながらも、それ自体がまた「基幹統計」（統計法第二条第四項三）の重要な候補とされている。

（資料3 5ページ）

（当方の意見）

統計法第六条第一項の基幹統計たる「国民経済計算」は、内閣総理大臣が作成するものであることから、JSNAは、内閣総理大臣が作成する「国民経済計算」や産業連関表（基本表）などの他の統計も含めた総称であるならば、基幹統計ではない。したがって、「基幹統計であるJSNA」という表現は、正しくない。